

千葉市公告第304号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 委託名

千葉市地方卸売市場警備業務委託（令和6年6月～令和9年3月）

(2) 委託場所

千葉市美浜区高浜2丁目2番1号

千葉市地方卸売市場

(3) 委託期間

令和6年6月1日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 千葉市内に本店を有する者であること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者であること。

(5) 公告日から遡って5年の間に、11,500㎡以上の延床面積を有する施設の人的警備業務を、元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる

者であること。

### 3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

### 4 入札参加手続

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出書類を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3の契約事務担当課が指定する申請書類（紙入札方式参加申請書）を次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に書留郵便による郵送又は持参により、前記3へ提出すること。

#### (1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和6年4月23日（火）午後5時まで

#### (2) 提出書類

ア 委託業務経歴書（様式第3号）

イ 警備業認定証（写し）

### 5 入札説明書の配布

千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujocho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札期間

令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年5月15日（水）午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

#### (2) 開札日時

令和6年5月16日（木）午前9時15分頃

#### (3) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市財政局資産経営部契約課入札室（立会い不要）

#### (4) 入札方法

入札金額は、契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

（参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（10か月）の税抜額）

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

（契約期間全体の総額ではないので注意すること。）

前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(5) 入札保証金

免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

落札候補者は開札日の翌日（翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日）の午前中までに積算内訳書（前記3の契約事務担当課が指定する様式を用いること）を提出するものとする。積算内訳書に不備がないことが認められた場合、入札参加資格の確認を行う。

落札候補者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該落札候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として積算内訳書及び入札参加資格の確認を行う。

(7) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

(8) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。また紙入札方式へ移行した者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

(9) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封緘した上で、郵送又は持参により前記3へ提出すること。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

## 7 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。

(6) この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。

(7) 詳細は、入札説明書による。